

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市こどもクラブ運営業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和 7 年 6 月 2 7 日

佐野市長 金 子 裕

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市こどもクラブ運営業務委託

(2) 業務内容

「佐野市こどもクラブ運営委託業務内容説明書」（以下「説明書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。但し、契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日までは、開設準備期間とし、準備期間の費用は受託者が負担するものとする。

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

本業務に関する費用は、1,470,977,000 円以内とする。但し、各年度にかかる支払いの限度額は、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和 8 年度 292,670,000 円

令和 9 年度 296,301,000 円

令和 10 年度 287,846,000 円

令和 11 年度 293,966,000 円

令和 12 年度 300,194,000 円

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格

要件公告日現在、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、U03 福祉・医療関係業務又は U08 その他の役務の提供に登録のある事業者で、開札の日までにおいて次の資格をすべて満たしていること。

ア こどもクラブについて、地方公共団体からの業務受託実績が 2 年以上ある法人であり、本市内に事業所を有すること。なお、参加時点で本市内に法人事業所を有しない法人が事業候補者に選定された場合には、令和 8 年 3 月 3 1 日までに本市内に事業所を置くこととする。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（同令第 1 6 7 条の 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。

ウ 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

カ 市税の滞納のない者であること。

(2) 提案書の提出を選定するための基準

ア 資格要件

イ 企業の特徴、経営状況（財務諸表）

ウ 同種又は類似業務の実績

(3) 提案書を特定するための評価基準

ア 業務の実施方針、理解度

業務の実施方針、放課後児童健全育成事業に対する理解度

イ 日常の運営

月間計画の考え方、保護者等との連携方針、苦情等への対応策

ウ 支援員等の配置及び研修

委託クラブにおける指導員の配置体制、研修体制、支援員等の確保体制

エ 安全管理体制

事故防止の対策、災害時の児童の安全確保策、法令遵守の取り組み

オ プレゼンテーション

カ コスト

4 手続き等

(1) 説明書等の配布方法

応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 受領期限 令和7年7月11日(金)午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所 4(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和7年9月8日(月)午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所 4(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市こども福祉部こども課こども育成係
TEL 0283-20-3023(直通)
FAX 0283-24-2708
e-mail : kodomo@city.sano.lg.jp

5 その他

- (1) 本業務における契約保証金は免除する。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- (4) 提案に対するプレゼンテーションを実施する。
- (5) 詳細は実施要領による。